

生 衛 第 1 8 0 9 号
令和 3 年 3 月 2 9 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 菅 義偉 様

茨城県知事 大井川和彦

茨城県産イノシシ肉の「出荷・検査方針」の見直しについて

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、平成
2 4 年 3 月 3 0 日付けで提出した、「出荷・検査方針」を別添のとおり見直した
ので提出する。

茨城県出荷・検査方針（新旧対照表）

新ルール	現行
出荷・検査方針 1 イノシシ肉の放射性物質検査 (1) 食肉加工を目的として石岡市内のイノシシ肉加工施設「朝日里山学校」（以下「加工施設」という。）が受け入れたイノシシ肉については、<u>石岡市が自ら</u>又は食品衛生法に基づく登録検査機関（以下、「検査機関」という。）に<u>委託し、全頭につき放射性物質スクリーニング検査を行う。</u> (2) (1) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が<u>50 Bq/kg 以下</u>の場合、検査したイノシシ肉は出荷しても差し支えないものとする。 (3) (1) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が<u>50 Bq/kg を超過した場合、茨城県が自ら又は検査機関に委託し、ゲルマニウム半導体検出器により放射性物質について精密検査を行う。</u> (4) (3) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が<u>100 Bq/kg 以下の場合、検査したイノシシ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。</u> (5) (3) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が<u>100 Bq/kg を超過した場合、加工施設において廃棄する。</u>	出荷・検査方針 1 イノシシ肉の放射性物質検査 (1) 食肉加工を目的として石岡市内のイノシシ肉加工施設「朝日里山学校」（以下「加工施設」という。）が受け入れたイノシシ肉については、<u>茨城県の検査機関</u>又は食品衛生法に基づく登録検査機関（以下、「検査機関」という。）<u>において、ゲルマニウム半導体検出器により全頭につき放射性物質検査を行う。</u> (2) (1) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が<u>100 Bq/kg 以下</u>の場合、検査したイノシシ肉は出荷しても差し支えないものとする。 (3) (1) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が<u>100 Bq/kg を超過した場合、加工施設において廃棄する。</u>

2 加工施設におけるイノシシ個体の受入計画

(1) 加工施設は、石岡市と連携し、イノシシ個体を加工施設に持ち込む捕獲者について、捕獲者ごとに石岡市内の捕獲を行うことの見込まれる場所、捕獲者の住所、連絡先等を記録した捕獲者台帳を作成し、その写しを石岡市に提出する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより捕獲者の管理を行う。

(2) 加工施設は捕獲者台帳に記載された捕獲者からイノシシ個体を受け入れることとし、石岡市職員は加工施設の受入時に立ち会うものとする。

(3) 石岡市は、加工施設から提出された捕獲者台帳を、随時、茨城県に提出し両方で情報を共有することで適切な捕獲者の管理を行う。

(4) 捕獲したイノシシの効率的な放射性物質検査を行うため、石岡市は加工施設の意向を踏まえ、茨城県保健福祉部と協議のうえ、月ごとに受入計画を作成する。

3 加工施設における管理等

(1) イノシシ個体の受入及び確認

①受け入れるイノシシ個体は、生きたまま捕獲されていて、登録されている捕獲者の止め刺しのもと、血抜きをして加工施設に運び込むものとする。

2 加工施設におけるイノシシ個体の受入計画

(1) 受け入れるイノシシ個体は、生きたまま捕獲されていて、石岡市職員の立ち会いのもと、加工施設が止め刺し後に現地で引き渡しを受ける。

(2) 加工施設は、イノシシ個体を受け入れるに当たって、石岡市職員の立ち会いのもと、個体番号を付し、捕獲日、捕獲場所、体重、性別、検査結果等を記録したイノシシ管理台帳を作成し、その写しを石岡市に提出する。

(3) 石岡市は、加工施設から提出されたイノシシ肉管理台帳を、随時、茨城県に提出して、両方で情報を共有することで適切なイノシシ肉の管理を行う。

(4) 捕獲したイノシシの効率的な放射性物質検査を行うため、石岡市は加工施設の意向を踏まえ、茨城県保健福祉部と協議の上、月ごとに受入計画を作成する。

3 加工施設における管理等

(1) イノシシ個体の受入及び確認

加工施設がイノシシ捕獲の連絡を受け、これを受け入れる場合は、石岡市に連絡をして、石岡市職員とともに現地に出向き、狩猟者等の止め刺しのもと、血抜きをして加工施設に運び込む。

②加工施設は、イノシシ個体を受け入れるに当たり、石岡市職員の立ち会いのもと、個体番号を付し、捕獲日、捕獲場所、体重、性別、検査結果等を記録したイノシシ管理台帳を作成し、その写しを石岡市に提出する。

③石岡市は、加工施設から提出されたイノシシ肉管理台帳を、随時、茨城県に提出し、両方で情報を共有することで適切なイノシシ肉の管理を行う。

(2) イノシシ肉の保管・管理

①受け入れたイノシシ個体は、識別のための個体番号を付け保冷庫で保管する。

②検査の試料採取及び検査機関への持ち込みは、石岡市職員が行う。

③イノシシ肉は、検査結果が判明するまで、加工施設で保管・管理を行う。

④イノシシ肉の検査結果において、検査結果が基準値以下である場合は、食用として加工施設から出荷することができる。また、基準値を超過したことが判明した場合は、茨城県職員及び石岡市職員が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄したことを確認する。

(3) イノシシ肉の出荷計画

イノシシ肉を出荷するに当たり、石岡市及び加工施設は全てのイノシシ肉について個体番号及び出荷先を管理し、これを記した出荷台帳を作成する。また、出荷製品の包装パッケージ等

(2) イノシシ肉の保管・管理

①受け入れたイノシシ個体は識別のための個体番号を付け保冷庫で保管する。

②検査の試料採取及び検査機関への持ち込みは、石岡市職員が行う。

③イノシシ肉は、検査結果が判明するまで、加工施設で保管・管理を行う。

④イノシシ肉の検査結果において、検査結果が基準値以下である場合は、食用として加工施設から出荷することができる。また、基準値を超過したことが判明した場合は、茨城県職員及び石岡市職員が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄したことを確認する。

(3) イノシシ肉の出荷計画

イノシシ肉を出荷するに当たり、石岡市及び加工施設は全てのイノシシ肉について個体番号及び出荷先を管理し、これを記した出荷台帳を作成する。また、出荷製品の包装パッケージ等

に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

(4) 検査結果通知書の発行

上記に従って放射性物質の検査を実施したイノシシ肉については、茨城県又は石岡市が「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を発行する。

4 情報の提供

茨城県、石岡市及び加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、加工施設が出荷し、流通しているイノシシ肉は、食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

5 その他

本方針については、令和3年4月5日から適用する。

に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

(4) 検査結果通知書の発行

上記に従って放射性物質の検査を実施したイノシシ肉については、茨城県が「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を発行する。

4 情報の提供

茨城県、石岡市及び加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、加工施設が出荷し、流通しているイノシシ肉は、食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

5 その他

本方針については、平成24年4月1日から適用する。

(別添)

出荷・検査方針

1 イノシシ肉の放射性物質検査

- (1) 食肉加工を目的として石岡市内のイノシシ肉加工施設「朝日里山学校」(以下「加工施設」という。)が受け入れたイノシシ肉については、石岡市が自ら又は食品衛生法に基づく登録検査機関(以下、「検査機関」という。)に委託し、全頭につき放射性物質スクリーニング検査を行う。
- (2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50Bq/kg以下の場合、検査したイノシシ肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50Bq/kgを超過した場合、茨城県が自ら又は検査機関に委託し、ゲルマニウム半導体検出器により放射性物質について精密検査を行う。
- (4) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kg以下の場合、検査したイノシシ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (5) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kgを超過した場合、加工施設において廃棄する。

2 加工施設におけるイノシシ個体の受入計画

- (1) 加工施設は、石岡市と連携し、イノシシ個体を加工施設に持ち込む捕獲者について、捕獲者ごとに石岡市内の捕獲を行うことの見込まれる場所、捕獲者の住所、連絡先等を記録した捕獲者台帳を作成し、その写しを石岡市に提出する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより捕獲者の管理を行う。
- (2) 加工施設は捕獲者台帳に記載された捕獲者からイノシシ個体を受け入れることとし、石岡市職員は加工施設の受入時に立ち会うものとする。
- (3) 石岡市は、加工施設から提出された捕獲者台帳を、随時、茨城県に提出し両方で情報を共有することで適切な捕獲者の管理を行う。
- (4) 捕獲したイノシシの効率的な放射性物質検査を行うため、石岡市は加工施設の意向を踏まえ、茨城県保健福祉部と協議のうえ、月ごとに受入計画を作成する。

3 加工施設における管理等

(1) イノシシ個体の受入及び確認

- ①受け入れるイノシシ個体は、生きたまま捕獲されていて、登録されている捕獲者の止め刺しのも

と、血抜きをして加工施設に運び込むものとする。

②加工施設は、イノシシ個体を受け入れるに当たり、石岡市職員の立ち会いのもと、個体番号を付し、捕獲日、捕獲場所、体重、性別、検査結果等を記録したイノシシ管理台帳を作成し、その写しを石岡市に提出する。

③石岡市は、加工施設から提出されたイノシシ肉管理台帳を、随時、茨城県に提出し、両方で情報を共有することで適切なイノシシ肉の管理を行う。

(2) イノシシ肉の保管・管理

①受け入れたイノシシ個体は、識別のための個体番号を付け保冷庫で保管する。

②検査の試料採取及び検査機関への持ち込みは、石岡市職員が行う。

③イノシシ肉は、検査結果が判明するまで、加工施設で保管・管理を行う。

④イノシシ肉の検査結果において、検査結果が基準値以下である場合は、食用として加工施設から出荷することができる。また、基準値を超過したことが判明した場合は、茨城県職員及び石岡市職員が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄したことを確認する。

(3) イノシシ肉の出荷計画

イノシシ肉を出荷するに当たり、石岡市及び加工施設は全てのイノシシ肉について個体番号及び出荷先を管理し、これを記した出荷台帳を作成する。また、出荷製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

(4) 検査結果通知書の発行

上記に従って放射性物質の検査を実施したイノシシ肉については、茨城県又は石岡市が「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を発行する。

4 情報の提供

茨城県、石岡市及び加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、加工施設が出荷し、流通しているイノシシ肉は、食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

5 その他

本方針については、令和3年4月5日から適用する。